

都市再開発法第55条第1項の規定により京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業の事業計画の設計の概要の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、都市再開発法施行令第2条の2の規定に基づき次のとおり公告し、都市再開発法第55条第2項の規定に基づき当該図書を公衆の縦覧に供します。

平成18年1月23日

京都市長 榊本頼兼

1 縦覧する図書

施行地区及び設計の概要を表示する図書（変更後）

2 縦覧場所

京都市中京区西ノ京星池町37番地の1 京都市建設局都市整備部拠点整備課

3 縦覧時間

午前8時50分から午後5時20分まで

4 縦覧期間

都市再開発法第54条第1項の公告の日から同法第100条の公告の日まで。ただし日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(建設局都市整備部拠点整備課)